

滋賀県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 25 年法律第 44 号) による地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正に伴い、道府県固定資産評価審議会の委員の定数に係る規定が削除されることから、滋賀県固定資産評価審議会の委員の定数を定めるため、滋賀県固定資産評価審議会条例 (昭和 37 年滋賀県条例第 36 号) の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県固定資産評価審議会は、委員 9 人以内で組織することとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県固定資産評価審議会条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第6項</u>の規定に基づき、滋賀県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第5項</u>の規定に基づき、滋賀県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>審議会は、委員9人以内で組織する。</u></p> <p>第3条～第7条 省略</p>